

宮津市公報

令和8年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

2 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
5 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4
6 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5
7 宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部を改正する条例	8
8 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	9
9 宮津市工場立地法に基づく準則を定める条例	12
10 宮津市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	14
11 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	15
12 宮津市市税条例の一部を改正する条例	16
13 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	20

規 則

1 宮津市公報発行規則の一部を改正する規則	22
2 宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	23
3 予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	24
4 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則	25
5 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	26
6 宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則	27
7 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	28
8 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	29
9 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	30
10 宮津市職員の扶養手当支給に関する規則の一部を改正する規則	33
11 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	34
12 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	35

告 示

10 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	36
11 宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱	37
12 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	38
13 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大島自治会）	39
14 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小寺自治会）	40
15 宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱を廃止する要綱	41
16 指定管理者の指定	42
17 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	43
18 宮津市民体育館の利用料金の承認	44
19 宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱	47
20 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱等を廃止する要綱	48
21 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会）	49
22 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会）	50

23	宮津市公印（市長印）の電子印の作成	51
24	宮津運動公園の利用料金の承認	52
25	宮津市文化芸術まちづくり事業補助金交付要綱	54
26	宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	56
27	宮津市空き家バンク登録奨励金交付要綱	57
28	宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	59
29	宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	60
30	宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	61
31	宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱	62
32	宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱	63
33	宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	64
34	宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱	65
35	宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱	66
36	宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	67
37	宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	68
38	宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	69
39	宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金の承認	70
40	宮津市の公の施設の指定管理者の指定取消し（宮津市海洋つり場）	71
41	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）	72
42	宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	73
43	天橋立ターミナルセンター指定公金事務取扱者の委託	75
44	寄付金に係る指定公金事務取扱者の指定	76
45	貸付金の元利償還金（地域総合整備貸付金に限る）に係る指定公金事務取扱者の指定	77
46	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	78
47	宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	79
48	大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	80
49	宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	81
50	市府民税等に係る指定公金事務取扱者の指定	83
51	市府民税等に係る指定納付受託者の指定	84
52	公共施設使用料に係る指定納付受託者の指定	85
53	子育て支援センター入館料に係る指定公金事務取扱者の指定	86
54	宮津市休日応急診療所における診療費等に係る指定公金事務取扱者の指定	87
55	宮津市由良診療所における手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	88
56	宮津市史等頒布収入に係る指定公金事務取扱者の指定	89
57	会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員へ の一部委任	90
58	令和8年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳の登録	93
59	令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	94
60	宮津市高齢者いきいき交流事業支援交付金交付要綱	95

訓 令

1	宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	97
2	宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程	98

公 告

8	宮津農業振興地域整備計画変更の縦覧	100
9	農用地利用集積計画の縦覧	101
10	農用地利用集積計画の縦覧	102
11	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ ・ヒブ）	103

12 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（麻しん、風しん）	105
13 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（日本脳炎）	107
14 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	109
15 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒブ感染症）	110
16 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（小児の肺炎球菌感染症）	111
17 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒトパピローマウイルス感染症）	113
18 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	115
19 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	117
20 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ロタウイルス感染症）	119
21 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	121
22 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の带状疱疹）	123
23 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（R S ウイルス感染症）	125

—— 水 道 企 業 ——

《告 示》

5 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新	126
------------------------	-----

《公 告》

1 公共下水道受益者負担金を賦課する区域	127
----------------------	-----

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

2 宮津市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則	128
3 宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則	129
4 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	130
5 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則	131

《告 示》

5 宮津市教育委員会定例会の招集	132
6 宮津市中央公民館の利用料金の承認	133
7 みやづ歴史の館の利用料金の承認	135

《訓 令》

1 宮津市立学校共同学校事務室運営規程	140
---------------------	-----

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

21 京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所掲載順序	142
22 有識者総数の50分の1の数	143
23 有識者総数の3分の1の数	144
24 有識者総数の6分の1の数	145
25 京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所	146
26 京都府知事選挙における各投票区の投票所	147
27 京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ	148
28 京都府知事選挙の開票の場所及び日時	149
29 京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	150
30 京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	151
31 京都府知事選挙における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間	152
32 京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	153
33 京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	154

—— 農 業 委 員 会 ——

《 告 示 》

3 宮津市農業委員会定例総会の招集	155
-------------------------	-----

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 2 号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 7 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 3 号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第38号中「28,500円」を「29,500円」に改め、同表第39号中「6,000円又は4,500円」を「6,400円」に改め、同表第40号中「9,800円又は6,200円」を「10,300円」に改め、同表第48号及び第52号中「275円」を「310円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

2 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第11条の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の 8」とあるのは、「100分の 7」とする。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「この場合において、同条第 3 項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。」を削る。

第26条第 2 項中「この場合において、同条第 3 項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 5 号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第 3 項中「100円」を「433円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 6 号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税」及び「(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を削り、「5.7」を「5.6」に改める。

第 4 条中「(「」を「」に改め、「34.6」を「33.8」に改める。

第 5 条中「28,000円」を「28,900円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 7 条の 3」の次に「、第 9 条の 8」を加え、「18,500円」を「18,900円」に改め、同条第 2 号中「9,250円」を「9,450円」に改め、同条第 3 号中「13,875円」を「14,175円」に改める。

第 7 条中「13.8」を「13.4」に改める。

第 7 条の 2 中「11,200円」を「11,400円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「7,400円」を「7,500円」に改め、同条第 2 号中「3,700円」を「3,750円」に改め、同条第 3 号中「5,550円」を「5,625円」に改める。

第 9 条中「18.5」を「17.8」に改める。

第 9 条の 2 中「12,500円」を「13,000円」に改める。

第 9 条の 3 中「6,000円」を「6,500円」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 9 条の 4 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の資産割額）

第 9 条の 5 第 2 条第 5 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の1.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の7 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の8 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「の合算額とする。」の前に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額」を追加し、同項第1号ア中「19,600円」を「20,230円」に改め、同号イ(ア)中「12,950円」を「13,230円」に改め、同号イ(イ)中「6,475円」を「6,615円」に改め、同号イ(ウ)中「9,713円」を「9,923円」に改め、同号ウ中「7,840円」を「7,980円」に改め、同号エ(ア)中「5,180円」を「5,250円」に改め、同号エ(イ)中「2,590円」を「2,625円」に改め、同号エ(ウ)中「3,885円」を「3,938円」に改め、同号オ中「8,750円」を「9,100円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,550円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 840円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号ア中「14,000円」を「14,450円」に改め、同号イ(ア)中「9,250円」を「9,450円」に改め、同号イ(イ)中「4,625円」を「4,725円」に改め、同号イ(ウ)中「6,938円」を「7,088円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「5,700円」に改め、同号エ(ア)中「3,700円」を「3,750円」に改め、同号エ(イ)中「1,850円」を「1,875円」に改め、同号エ(ウ)中「2,775円」を「2,813円」に改め、同号オ中「6,250円」を「6,500円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,250円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号ア中「5,600円」を「5,780円」に改め、同号イ(ア)中「3,700円」を「3,780円」に改め、同号イ(イ)中「1,850円」を「1,890円」に改め、同号イ(ウ)中「2,775円」を「2,835

円」に改め、同号ウ中「2,240円」を「2,280円」に改め、同号エ(ア)中「1,480円」を「1,500円」に改め、同号エ(イ)中「740円」を「750円」に改め、同号エ(ウ)中「1,110円」を「1,125円」に改め、同号オ中「2,500円」を「2,600円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,300円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ）特定世帯 80円

（ウ）特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当
該未就学児につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額
を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じ
て得た額

第23条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出
産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被
保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規
定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分
の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の4」を
加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に
ついて適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 7 号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部を改正する条例

宮津市福祉・教育総合プラザ条例（平成29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「使用料」の次に「又は入館料」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第 7 条から第12条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（入館料）

第 7 条 子育て支援センターの入館料（以下「入館料」という。）は、無料とする。ただし、市外に居住する者が子育て支援センターに入館する場合は、1 人 1 回につき 200 円の入館料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、子育て支援センターの入館料の徴収に必要な準備行為をすることができる。

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 8 号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第 1 5 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、

租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市工場立地法に基づく準則を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 9 号

宮津市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の指定のない区域（以下「用途無指定区域」という。）	100分の 5 以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第 4 条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）第 4 条に規定する環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

第 5 条 特定工場の敷地が前条の表に掲げる区域のうち 2 以上の区域にわたる場合には、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ最も低いものを当該敷地の全部に適用する。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 6 条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年 6 月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場

において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われる場合における第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、用途無指定区域にあっては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、用途無指定区域にあっては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、用途無指定区域にあっては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、用途無指定区域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。

宮津市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第10号

宮津市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表由良幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市学校給食費徴収条例を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第11号

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「59,400 円」を「66,600 円」に改め、同条第 2 号中「64,200 円」を「73,200 円」に改め、同条第 3 号中「42,000 円」を「46,800 円」に改め、同条第 4 号中「67,800 円」を「76,800 円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 政府が示す学校給食費の抜本的な負担軽減を図る観点から、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 号中「年額 66,600 円」とあるのは、「徴収しない。」と、同条第 2 号中「年額 73,200 円」とあるのは、「年額 51,600 円」と、同条第 3 号中「年額 46,800 円」とあるのは「年額 33,600 円」とする。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第12号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第18条中「、第81条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第81条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第34条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第81条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第81条の 3 から第81条の 8 までを次のように改める。

第81条の 3 から第81条の 8 まで 削除

第82条（見出しを含む。）及び第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条の見出し中「種別割の徴収」を「軽自動車税の徴収の」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の 4 の 2 様式」を「第33号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第33号の 4 の 2 様式」を「第33号の 4 様式」に改める。

第88条の見出し及び第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第 2 項中「第80条第 3 項ただし書」を「第80条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 4 条の 3 を次のように改める。

第 4 条の 3 削除

附則第 4 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5

条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第４条の３の２第１項」を「附則第４条の３第１項」に改め、同条を附則第４条の３とする。

附則第５条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第４条の３の２第１項」を削る。

附則第６条の３第３項中「附則第１５条第２１項」を「附則第１５条第２０項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２２項第１号」を「附則第１５条第２１項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２２項第２号」を「附則第１５条第２１項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２２項第３号」を「附則第１５条第２１項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め、同条第１７項から第１９項までを削り、同条第２０項中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第２１項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条中第２２項を第１９項とし、第２３項を第２０項とし、同条に次の１項を加える。

２１ 法附則第１５条の１１第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第６条の４第６項中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第７項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第８項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第９項第５号及び第１１項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１４項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第１５項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第３号を次のように改める。

- (３) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第１１条の２から第１１条の６までを次のように改める。

第１１条の２から第１１条の６まで 削除

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第12条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第12条の3第3項第2号、第12条の4第3項第2号及び第13条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第14条第5項第2号、第15条第2項第2号及び第15条の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第15条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第15条の4の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附則第16条（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第18条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令

和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年宮津市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第23条第 1 項中「660,000円」を「670,000円」に、「キ及びクに掲げる額を減額して得た額」を「キからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」に改め、同項第 1 号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 70円

第23条第 1 項第 2 号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第 2 号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 50円

第23条第 1 項第 3 号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同項第 3 号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 20円

第23条第 3 項中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 7 の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

宮津市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 1 号

宮津市公報発行規則の一部を改正する規則

宮津市公報発行規則（昭和60年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) その他市長が必要と認める事項

第 4 条第 1 項中第 7 号を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 5 条を次のように改める。

（縦覧）

第 5 条 公報は、市役所の指定の場所に備え置くほか、宮津市のホームページに掲載することにより一般の縦覧に供する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 2 号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則（平成29年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 4 号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「身体障害者手帳等」という。）」を加える。

第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（入館料の減免）

第 9 条 条例第 7 条第 2 項の規定により入館料を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する配偶者又は 3 親等以内の親族と共に入館するとき 10 分の 10
- (2) 身体障害者手帳等を所持する者が入館するとき 10 分の 5
- (3) 前号に規定する者が入館するために介助を行う者（1 名に限る。）が入館するとき 10 分の 10
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が相当と認める割合

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 3 号

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

予防接種等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	3,000円
新型コロナウイルス感染症予防接種	5,000円
带状疱疹予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	3,000円
带状疱疹予防接種（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）	7,000円
胃がん検診	500円

を

「

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	4,000円
新型コロナウイルス感染症予防接種	5,000円
带状疱疹予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	3,000円
带状疱疹予防接種（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）	7,000円
胃がん検診内視鏡検査	3,000円
胃がん検診エックス線検査	500円

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 4 号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食費徴収条例施行規則（平成30年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「310円」を「350円」に、「365円」を「415円」に、「225円」を「250円」に、「29円」を「38円」に、「196円」を「212円」に、「365円」を「415円」に改める。

第 7 条第 1 項中「4,950円」を「5,550円」に、「5,350円」を「6,100円」に、「3,500円」を「3,900円」に、「5,650円」を「6,400円」に改め、同条第 2 項中「365円」を「415円」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

8 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「350円」とあるのは、「徴収しない。」と、「415円」とあるのは、「290円」と、「250円（主食費を38円とし、副食費を212円）」とあるのは、「180円（主食費を20円とし、副食費を160円）」とする。

9 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「5,550円」とあるのは、「徴収しない。」と、「6,100円」とあるのは、「4,300円」と、「3,900円」とあるのは、「2,800円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 5 条第 1 項及び第 7 条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 5 号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する資格を有する適格者が不在の場合において、欠員を補充しなければ公務の運営に支障をきたすおそれがあるとき、又は職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、前 2 項の規定にかかわらず、随時 1 級上位の職務の級へ職員を昇格させることができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 6 号

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「新幹線鉄道等」の次に「（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。以下同じ。）を加える。

第 9 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 通勤距離が著しく遠距離であり、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるとき。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 7 号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 9 項ただし書中「1 時間」の次に「又は15分」を加える。

別表第 3 第 3 号中「第 8 条の 2 第 1 項」を「第 8 条の 3 第 1 項」に改める。

別表第 3 第 16 号中「第 8 条の 3 第 1 項」を「第 8 条の 2 第 1 項」に、「連続する 3 日」を「連続する 5 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 公益的法人等(第2条関係)

区分	名称
一般社団法人又は 一般財団法人	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部
	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター
	公益財団法人宮津市民実践活動センター
特別の法律により 設立された法人	社会福祉法人城東福祉会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 9 号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項中「会計年度任用職員」の次に「（6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している会計年度任用職員で、1 週間の勤務日が 3 日以上とされているものに限る。）」を加え、同条第 4 項中「及び」を「、」に改め、「第 9 号まで」の次に「、第11号及び第12号」を加える。

別表第 2 中「疾病」の次に「又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」を加える。

別表第 3 に次のように加える。

(10) 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。）が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(11) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上である	一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時数数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その

ものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間
(12) 要介護者の介護その他市長が定める世話をを行う会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。)が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間
(13) 会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。)が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないものと認められるとき	必要と認められる期間

別表第 5 を次のように改める。

事由	期間
女子の会計年度任用職員の生理	3 日を超えない範囲で女子の会計年度任用職員が請求した期間

別表第 7 を次のように改める。

7 月から 9 月までの 在職月数	日数		
	週 5 日勤務又は週 4 日勤務(週 30 時間勤務以上)	週 4 日勤務(週 30 時間勤務未満)	週 3 日勤務
3 月	5 日	4 日	3 日

2月以上3月未満	4日	3日	2日
1月以上2月未満	3日	2日	1日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則（令和 7 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「年額130万円以上である者」を「年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「勤務」の次に「（次号に掲げる勤務を除く）」を加え、同項第 3 号中「勤務」の次に「（次号に掲げる勤務を除く）」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 条例第15条第 1 項第 2 号に掲げる勤務（12月29日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「年末年始の休日」という。）の間における勤務に限る。） 100分の150

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 条例第15条第 3 項に掲げる勤務（年末年始の休日の間における勤務に限る。） 100分の 50

第 6 条第 1 項中「100分の135とする。」を「次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(2) 年末年始の休日の間における勤務 100分の150

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「において勤務した場合は、100分の125とする。」を「における勤務100分の125」に改め、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に、「勤務は、100分の135とする。」を「勤務 100分の135」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「年末年始の休日」という。）の間における勤務100分の150

第 8 条第 2 項中「100分の25」の次に「（年末年始の休日の間における勤務においては100分の50とする。）」を加える。

第 9 条中「100分の135」を「次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、割振り変更前の正規の勤務時間と当該各号に掲げる勤務時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第 9 条に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(2) 年末年始の休日の間における勤務 100分の150

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 関 義 広
- 3 変更年月日 令和8年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第11号

宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、住民基本台帳カード」を削る。

附 則

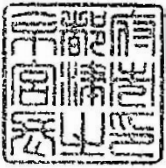
この要綱は、告示の日から施行する。

宮津市告示第12号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
	市長印 市長名をもって発する文書 （子宮頸がん検診受信票兼結果通知書）	令和8年4月1日

宮津市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 小 島 秀 尚
- 3 変更年月日 令和8年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 中 嶋 章 夫
- 3 変更年月日 令和8年2月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第15号

宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱を廃止する要綱

宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱（平成5年告示第16号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第16号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和8年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津市デイサービスセンターはまなす苑（京都府宮津市字由良1289番地の1）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 今 出 陽 一 朗

所在地 京都府宮津市字宮村1277番地

(2) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 宮津まちなか地域振興拠点施設（宮津市字浜町3007番地他）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社京都丹後企画

代表者 代表取締役 濱 田 祐 太

所在地 京都府与謝郡与謝野町字下山田1342番地1

(2) 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

宮津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 西 岡 正 人
- 3 変更年月日 令和8年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第18号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和8年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間 使用区分			利 用 料 金							
			午 前		午 後		夜 間		全 日	
			午前 9 時から 正午まで		正午から午後 5 時まで		午後 5 時から 午後10時まで		午前 9 時から 午後10時まで	
競技場	全面使用		4, 510円		7, 520円		9, 420円		19, 520円	
	部分使用	競技場の 2 分の 1 を 使用する場合	2, 260円		3, 760円		4, 710円		9, 760円	
		競技場の 4 分の 1 を 使用する場合	1, 130円		1, 880円		2, 400円		4, 980円	
剣道場			1, 130円		1, 880円		2, 300円		4, 880円	
柔道場			1, 130円		1, 880円		2, 300円		4, 880円	
多目的練習場			1, 460円		2, 400円		2, 610円		5, 860円	
トレーニング室（1 人につき）			310円		310円		310円		—	
会議室			630円		1, 050円		1, 310円		2, 720円	
健康体力相談室			410円		680円		830円		1, 720円	

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍の額とする。
- 3 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 5 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券（11回）	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金	
剣道場	冷 房 料	1 時間につき	410円
	暖 房 料	1 時間につき	410円
柔道場	冷 房 料	1 時間につき	410円
	暖 房 料	1 時間につき	410円
会議室	冷 房 料	1 時間につき	310円
	暖 房 料	1 時間につき	310円

(3) 付属設備利用料金

区 分		単 位	利用料金	備 考
移動ステージ		一式 1 日につき	20,950円	
バレーボール競技用具		1 組 1 日につき	200円	
バドミントン競技用具		1 組 1 日につき	200円	
テニス競技用具		1 組 1 日につき	200円	
バスケット競技用具		1 組 1 日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具		1 組 1 日につき	200円	
卓球競技用具		1 組 1 日につき	200円	
放送設備		一式 1 日につき	1,570円	
展示用パネル		1 枚 1 日につき	100円	
コインロッカー		1 回	50円	
電 光 器 具	システムカウンタ ー	1 台 1 日につき	200 円	操作盤
	ショットクロック	1 台 1 日につき	200 円	
	スポーツタイマー	1 台 1 日につき	200円	
温水シャワー		1 回	100円	
ジェットヒーター		1 台 1 時間につき	550円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー、温水シャワー及びジェットヒーターを除く。)

2 適用年月日

令和8年4月1日

宮津市告示第19号

宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱(平成26年告示第90号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「障害者計画」という。)及び」を「、」に改め、「(以下「障害福祉計画」という。)の策定」を「及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定及び推進」に改め、「障害者施策の推進について」を削る。

第2条第1号中「障害者計画の策定」を「障害者計画等の策定及び変更」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 障害者計画等に基づく施策の進捗管理

第3条第3項中「障害者計画及び障害福祉計画を策定する日」を「当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第20号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱等を廃止する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱（令和4年告示第7号）
- (2) 令和4年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱（令和4年告示第112号）
- (3) 令和4年度宮津市出産応援給付金支給要綱（令和4年告示第116号）
- (4) 令和5年度宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和5年告示第84号）
- (5) 令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和5年告示第85号）

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 宮 崎 茂 樹
- 3 変更年月日 令和8年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 石 田 隆 裕
- 3 変更年月日 令和8年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第23号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
	市長印 戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明、船員手帳の交付並びに火葬場使用許可書及び埋火葬許可証専用	令和8年4月1日

宮津市告示第 24 号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成 4 年規則第 13 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分			使用の単位		利用料金の額
施 設	宮津市民球場		1 面	1 時間	1,880 円
	宮津市民グラウンド		全 面	1 時間	620 円
			1/2 面	1 時間	410 円
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	1 時間	520 円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1 か月間の利用回数が概ね 3 回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者が登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の 10 分の 8 とする。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 5 倍の額とする。
- 3 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の 2 倍の額とする。

附属設備利用料金

区 分			使用の単位		利用料金の額
付 属 設 備	宮津市民球場附属電気設備		一式	1 時間	410 円
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,180 円
			南面	1 時間	2,300 円
			北面	1 時間	1,880 円
		宮津市民テニスコート	1 面	1 時間	520 円
	放送設備		一式	1 時間	210 円
	天幕		1 張	1 日	520 円
	長机		1 脚	1 日	50 円
	椅子		1 脚	1 日	30 円
	シャワー		1 回		100 円
	コインロッカー		1 回		100 円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の 10 分の 8 とする（シャワー、コインロッカーを除く。）。

2 適用年月日

令和8年4月1日

宮津市告示第25号

宮津市文化芸術まちづくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市文化芸術まちづくり事業補助金交付要綱

宮津市文化芸術活動活性化事業補助金交付要綱（令和3年告示第87号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、自主的、創造的な文化芸術活動を促進し、市と市民等との協働により、文化芸術による心豊かな市民生活の形成と活力あるまちづくりを推進するため、文化芸術活動を行うものに対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施する音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画、歌唱、伝統芸能、茶道、華道、書道等の文化芸術活動に係る事業であって、次の各号にいずれにも該当するものとする。

- (1) 幅広い市民等の参加が見込まれる事業
- (2) 本市の文化芸術の振興又は裾野の拡大に貢献する事業
- (3) 文化芸術によるまちの魅力創出又は地域活性化に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 特定の政治、宗教活動又は企業の宣伝、広報を主な目的とする事業
- (3) 各地域で開催される祭事
- (4) 音楽、美術、写真その他の文化芸術活動の教室等の成果発表を主な目的とする事業又は対象者が主に関係者等に限定される事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を自ら企画し主催する個人又は団体とする。ただし、同一の補助対象者（補助金の交付の対象となる団体の構成員の半数以上が同一の場合は、団体名が異なる場合でも同一の補助対象者とみなす。）が同一年度に複数の補助を受けることはできないものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、国、府等の助成金等の対象となる場合は、補助対象経費の額から当該助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

- (1) 事業の実施に係る会場使用料等であって市長が必要と認める経費
- (2) 事業の実施に係る宣伝広告等に要する費用であって市長が必要と認める経費

(3) その他補助対象事業に要する経費で市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 食糧費

(2) 補助対象者（団体の構成員を含む。）の人件費

(3) 賞金、賞品、花束、記念品等の出演者又は参加者等への配布物に係る経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と認められる経費
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市文化芸術まちづくり事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付申請の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市文化芸術まちづくり事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市文化芸術まちづくり事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第26号

宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱（令和5年告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱は」を「市長は」に改める。

別表中「

全国大会等 競技力維持 向上事業	全国大会等（予選会等の選考過程において、特に優秀な成績を収め出場できる大会に限る。）に出場予定若しくは補助金交付申請年度に出場した団体（当該団体所属選手が出場予定又は補助金交付申請年度に出場した場合を含む。）又は予選会等がない全国大会等に出場して優秀な成績（3位以内）を収めた団体が実施する競技力の維持又は向上に資すると市長が認める事業
全国大会等 出場チャ レンジ事業	全国大会等への出場を目指し実施する競技力の向上に資すると市長が認める事業

を

」

「

全国大会等 競技力維持 向上事業	全国大会等（予選会等の選考過程において、特に優秀な成績を収め出場できる大会に限る。）に出場予定若しくは補助金交付申請年度に出場した団体（当該団体所属選手が出場予定又は補助金交付申請年度に出場した場合を含む。）又は予選会等がない全国大会等に出場して優秀な成績（3位以内）を収めた団体が実施する競技力の維持又は向上に資すると市長が認める事業。ただし、本市のジュニア選手の出場に係るものに限る。
全国大会等 出場チャ レンジ事業	本市のジュニア選手が全国大会等への出場を目指し実施する競技力の向上に資すると市長が認める事業

に改める。

」

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第27号

宮津市空き家バンク登録奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市空き家バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の空き家の有効活用並びに移住及び定住人口の増加による地域の活性化を図るため、宮津市空き家等情報バンクシステムに空き家を登録する所有者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する個人又は事業者が所有する居住を目的として建築された住宅及び店舗併用住宅であって、現に利用されていないものをいう。ただし、分譲を目的とするものは除く。
- (2) 宮津市空き家等情報バンクシステム 空き家等の売買又は賃貸を希望する物件の情報を登録し、当該情報を市内への定住等を目的に公開する仕組みをいう。
- (3) 登録空き家 宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空き家等をいう。
- (4) 空き家登録者 登録空き家の所有者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、空き家登録者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税（地方税法第5条に規定する税をいう。）の滞納がないこと。
- (2) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 当該登録空き家の登録について、この要綱による奨励金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、登録空き家1件につき5万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、宮津市空き家バンク登録奨励金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 登録の日から2年以内に、自己都合により登録空き家の登録を抹消したとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、奨励金が既に交付されているときは、奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第28号

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「

空家等活用推進事業	宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該空家等の家財の撤去等を行う事業	当該空家等所有者	空家等の家財の撤去等に要する経費とする。
-----------	--	----------	----------------------

を

」

「

空家等活用推進事業	令和8年3月31日までに宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該空家等の家財の撤去等を行う事業。ただし、当該空家等に係る宮津市空き家バンク登録奨励金の交付を受けていない場合に限る。	当該空家等所有者	空家等の家財の撤去等に要する経費とする。
-----------	---	----------	----------------------

に改める。

」

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第29号

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成29年告示第119号）の一部を次のように改正する。

別表中「

空家流動化促進事業	登録空家で、かつ、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該登録空家内の家財等の撤去若しくは廃棄又は清掃で当該登録空家の所有者が行う事業	当該空家等の所有者	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
-----------	--	-----------	---

を

」

「

空家流動化促進事業	登録空家で、かつ、令和 8 年 3 月 31 日までに宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該登録空家内の家財等の撤去若しくは廃棄又は清掃で当該登録空家の所有者が行う事業。ただし、当該登録空家に係る宮津市空き家バンク登録奨励金の交付を受けていない場合に限る。	当該空家等の所有者	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
-----------	--	-----------	---

に改める。

」

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市告示第30号

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和5年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(6) 夫婦の双方が次に掲げる講座等を実施したことを市が確認できること。

ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に宮津市結婚新生活支援補助金資格認定通知書による資格の認定を受けている者の補助対象者の要件については、なお従前の例による。

宮津市告示第31号

宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱（令和5年告示第95号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市つつじが丘団地定住促進補助金交付要綱

第1条中「子育て世帯」を「者」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条、第6条及び第7条中「子育て世帯」を削る。

第8条中「子育て世帯」を削り、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、規則第13条及び第14条の規定によるほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業の完了した日から起算して10年以内に、対象住宅を居住の用に供しなくなったとき。
- (2) その他市長が補助金を交付する者として適当でないと判断したとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第32号

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(補助率等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 補助対象とする健診に要する費用額の上限額については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に利用する人間ドックによる総合健康診断について適用し、同日前に利用する人間ドックによる総合健康診断については、なお従前の例による。

宮津市告示第33号

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成5年告示第70号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 この要綱の規定に基づき、過去に補助金の交付を受けた者にあつては、当該補助金の交付を受けた日から3年を経過しなければ、再びこの補助金の交付を申請することができないものとする。ただし、交通事故、災害等やむを得ない理由により自動車の改造の必要が生じた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第34号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成21年告示第134号)の一部を次のように改正する。

第1条中「乳児又は幼児及びその保護者（以下「保護者等」という。）」を「子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）」に改める。

第2条第1号中「保護者等」を「子育て親子」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業の実施
第4条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条第1項中「開設時間及び開設日」を「開館時間及び開館日」に改め、同項第1号中「開設時間」を「開館時間」に、「開設日」を「開館日」に改め、同項第2号中「開設日」を「開館日」に改め、同条第2項中「開設時間又は開設日」を「開館時間又は開館日」に改める。

第5条中「保護者等」を「子育て親子」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第35号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に、支給申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

宮津市告示第36号

宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市府中診療所通院交通費支給事業実施要綱（令和6年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第5条第5項を削る。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

宮津市告示第37号

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

農業生産活動等	10アール当たりの交付単価
5割低減の取組（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組をいう。以下同じ。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600円
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く。）	4,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。）	2,000円
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く。）	14,000円 （土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合に限り2,000円を加算）
有機農業の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。）	3,000円
有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く。）の取組の拡大に向けた活動	4,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の農業生産活動等について適用する。

宮津市告示第38号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	中重度者ケア体制加算	科学的介護推進体制加算	計	左記のうち自己負担		
						1割	2割	3割
要介護1	6,580円	220円	450円	400円	7,650円	765円	1,530円	2,295円
要介護2	7,770円	220円	450円	400円	8,840円	884円	1,768円	2,652円
要介護3	9,000円	220円	450円	400円	10,070円	1,007円	2,014円	3,021円
要介護4	10,230円	220円	450円	400円	11,300円	1,130円	2,260円	3,390円
要介護5	11,480円	220円	450円	400円	12,550円	1,255円	2,510円	3,765円

備考

- 食費は1食につき728円を自己負担として徴収する。
- 送迎なしの減算は、片道470円に対し、自己負担は1割47円・2割94円・3割141円とする。
- 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として1日あたりの加算額600円に対し、自己負担は1日につき1割60円・2割120円・3割180円を徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日あたりの加算額600円に対し、自己負担は1日につき1割60円・2割120円・3割180円を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 入浴を希望される利用者は1回400円の加算額に対し、自己負担は1回につき1割40円、2割80円、3割120円を徴収する。
- 口腔機能の維持、向上を目的とした訓練実施が必要な利用者は月2回を上限に1,500円の加算額に対し、自己負担は1日につき1割150円・2割300円・3割450円を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の92に相当する金額を徴収する。

(2) 通所型サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	科学的介護推進体制加算	計	左記のうち自己負担		
					1割	2割	3割
事業対象者	17,980円	880円	400円	19,260円	1,926円	3,852円	5,778円
要支援1	17,980円	880円	400円	19,260円	1,926円	3,852円	5,778円
要支援2	36,210円	1,760円	400円	38,370円	3,837円	7,674円	11,511円

備考

- 食費として1食につき728円を自己負担として徴収する。ただし、半日利用は110円を徴収する。
- 送迎なしの減算は、片道470円に対し、自己負担は1割47円・2割94円・3割141円とする。
- 口腔機能の維持、向上を目的とした訓練実施が必要な利用者は月1回を上限に1,500円の加算額に対し、自己負担は1日につき1割150円・2割300円・3割450円を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の92に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

令和8年4月1日

宮津市告示第39号

宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金を次のとおり承認したので、宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則（令和2年規則第15号）第5条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
観光案内所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
農産物等直売所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
飲食物等販売所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
観光案内所等の屋外部分（駐車目的以外の使用に限る。）	使用面積1平方メートルにつき 1日	100 円
簡易テント	1 張 1 日につき	350 円
長机	1 脚 1 日につき	100 円
簡易テーブル、イス	1 セット 1 日につき	250 円

2 適用年月日

令和8年4月1日

宮津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を取り消したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋釣り場
- 2 指定を取り消した指定管理者
小田宿野自治会
会長 中島 隆行
- 3 指定取消日
令和8年3月31日

宮津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 省略
氏名 中 田 光 利
- 3 変更年月日 令和8年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

宮津市告示第42号

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「

自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽 光・蓄電設備 設置事業	住宅用太陽 光発電シス テム等の設 置に要する 経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(当該額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた 額)を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池 モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワ ットとし、小数点以下第 2 位未満は切り捨てる。以 下同じ。)に 1 万円を乗じて得た額(当該額に1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額と し、4 万円を限度とする。) (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量(単位はキロワ ットアワーとし、小数点以下第 2 位未満は切り捨て る。)に 1 万5,000円を乗じて得た額(当該額に1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額と し、9 万円を限度とする。)に 1 万円を加算した額
自家消費型 (FIT売電不 可)住宅用太 陽光・蓄電設 備設置事業	FIT制度又は FIP制度の認 定を取得し ない住宅用 太陽光発電 システム等 の設置(市長 が別に定め る基準に適 合するもの に限る。)に 要する経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(当該額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた 額)を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池 モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワ ットとし、小数点以下第 2 位未満は切り捨てる。以 下同じ。)に 2 万円を乗じて得た額(当該額に1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額と し、8 万円を限度とする。) (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量(単位はキロワ ットアワーとし、小数点以下第 2 位未満は切り捨て る。)に 3 万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未 満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、 18万円を限度とする。)に 2 万円を加算した額

を

「

自家消費型 (FIT売電可)住宅用太陽 光・蓄電設備 設置事業	住宅用太陽 光発電シス テム等の設 置に要する 経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。)に1万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、4万円を限度とする。) (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量(単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、5万円を限度とする。)に1万円を加算した額
自家消費型 (FIT売電不可)住宅用太陽 光・蓄電設備 設置事業	FIT制度又は FIP制度の認 定を取得し ない住宅用 太陽光発電 システム等 の設置(市長 が別に定め る基準に適 合するもの に限る。)に 要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。)に4万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、16万円を限度とする。) (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量(単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に4万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、24万円を限度とする。)に2万円を加算した額

に改める。

」

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 天橋立文珠繁栄会 会長 山本 眞吾
住所又は事務所の所在地 宮津市字文珠 314 番地の 2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
天橋立ターミナルセンター使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 44 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
寄附金

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和8年4月1日

宮津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和8年4月1日から契約満了まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
一般社団法人 地域総合整備財団	東京都千代田区麴町4-8-1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
貸付金の元利償還金（地域総合整備貸付金に限る）

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和8年4月1日

宮津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 公益社団法人京都府獣医師会
住所又は事務所の所在地 京都市下京区西七条掛越町65番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和8年4月1日

宮津市告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
小 田 浩 貴	省略
芦 田 伸 一	省略

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
河島 富雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
富田 久雄	宮津市字吉原 2552 番地の 1
本間 泉	宮津市字喜多 1157 番地
松岡 照幸	宮津市字喜多 2260 番地の 2
山下 大輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
羽渕 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地
内藤 博子	宮津市字溝尻 399 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社富田	宮津市字本町 1011 番地
天橋立市場株式会社	宮津市字漁師 1775 番地の 26
武田 利代子	宮津市字杉末 1515 番地
三輪 修	宮津市字蛭子 1127 番地
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地
河島 富雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
ファミリーマート 宮津天橋立インター店 店長 吉田 真也	宮津市字宮村 1056 番地の 1
株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店 店長 吉井 秀和	宮津市字宮村 1203 番地
株式会社山本金物店	宮津市字波路 2170 番地
三丹商事株式会社	宮津市字獅子崎 144 番地の 35
ローソン由良店 店長 赤松 伸一	宮津市字由良 219 番地
熊田 祐子	宮津市字由良 2131 番地
小西 義光	宮津市字由良 2536 番地
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
株式会社黒岡	宮津市字須津 748 番地の 1
橋本 英一	宮津市字須津 145 番地の 1
山下 大輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
羽渕 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地
内藤 博子	宮津市字溝尻 399 番地
嶋崎 忠義	宮津市字大島 465 番地

株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店 店長 森戸 祐喜	与謝郡与謝野町字男山 227 番地
株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店 店長 塩谷 啓太	与謝郡与謝野町字石川 454 番地の 1
株式会社にしがき	京丹後市大宮町口大野 88 番地
京都生活協同組合丹後支部	京丹後市大宮町河辺 3677 番地
株式会社向陽	舞鶴市字森駒谷 58 番地の 12
株式会社さとう	福知山市東野町 1 番地福知山東野ビル
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市綿町 104 番地
株式会社ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1
ファミリーマート 宮津日置店 店長 米田 拓巳	宮津市字日置小字大田 3953 番地の 1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

市府民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者に委託した公金事務に係る歳入等

市府民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）

3 指定納付受託者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 52 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 ＳＢペイメントサービス株式会社

住所又は事務所の所在地 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

公共施設（宮津市福祉・教育総合プラザのコミュニティルーム及びキッチングループ）使用料

宮津市告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 社会福祉法人城東福社会 理事長 伊藤 毅四郎
住所又は事務所の所在地 宮津市字宮村 1247 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
子育て支援センター入館料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社ソラスト
住所又は事務所の所在地 東京都港区港南 2-15-3 インターシティ C 棟 12F
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市休日応急診療所における診療費等
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 YMS ほりかわ
住所又は事務所の所在地 京都府京都市西京区御陵峰ヶ堂町 2-17-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市由良診療所における手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人宮津市民実践活動センター	宮津市字浜町 3000 番地
特定非営利活動法人天橋作事組	宮津市字宮村 1123 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市史等頒布収入

3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

宮津市告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり会計管理者の権限に属する事務の一部を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで出納員へ、出納員の当該事務の一部を分任出納員へ委任したので、同項の規定により告示する。

なお、令和 7 年告示第 46 号（会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
会計課	会計課長 会計係長	会計課に所属する職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管
総務部 総務課		総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
総務部 消防防災課		消防防災課に所属する職員	行政財産占用料（消防車庫敷地の上空）の収納 コピー使用料相当額の収納 設計図書交付料の収納
企画財政部 財政課		財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納 火葬場使用料の収納
企画財政部 移住定住・魅力発信課		移住定住・魅力発信課に所属する職員	宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
市民環境部 市民環境課		市民環境課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納 ラジコン草刈り機等使用料相当額の収納

市民環境部 税務・国保課	税務・国保課に所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等（府民税・森林環境税を含む。）の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニテイルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 介護福祉士修学資金返還金の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納
健康福祉部 子ども未来課	子ども未来課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納 放課後児童利用料の収納 子育て支援センター入館料の収納
健康福祉部 健康・介護課	健康・介護課に所属する職員	介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 がん検診等費用徴収金の収納 宮津市休日応急診療所に係る医療費自己負担分の収納
産業経済部 商工観光課	商工観光課に所属する職員	宮津まちなか地域振興拠点施設立体駐車場使用料の収納
産業経済部 農林水産課	農林水産課に所属する職員	漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納
建設部 土木管理課	土木管理課に所属する職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納

建設部 都市住宅課	都市住宅課 に所属する 職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納 都市計画証明手数料の収納
建設部 上下水道課	上下水道課 に所属する 職員	設計図書交付料（上下水道事業分を除く。）の収納 コピー使用料相当額（上下水道事業分を除く。）の 収納
教育委員会事 務局 学校教育課	学校教育課 に所属する 職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納 家庭学習用通信費の収納 私用電話使用料相当額の収納
教育委員会事 務局 社会教育課	社会教育課 に所属する 職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の 収納 宮津市史等頒布収入の収納
教育委員会事 務局 図書館	図書館に所 属する職員	コピー使用料相当額の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納
議会事務局 議事調査課	議事調査課 に所属する 職員	行政視察受入費用の収納

宮津市告示第58号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市告示第59号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和8年4月1日から令和8年6月1日までの窓口開庁時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民環境部税務・国保課税務係(本館1階)

宮津市告示第60号

宮津市高齢者いきいき交流事業支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市高齢者いきいき交流事業支援交付金交付要綱

宮津市敬老会事業補助金交付要綱(平成21年告示第106号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、長年にわたり社会に貢献した高齢者を敬愛するとともに、高齢者の社会参加の支援及び地域のつながりの醸成を目的とした事業を実施する自治会又は自治連合組織（以下「自治会等」という。）に対し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを促進するため、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる事業のいずれかを実施する自治会等とする。

- (1) 自治会内に居住する高齢者と他世代の住民がともに集う多世代交流事業
- (2) 自治会内に居住する高齢者相互の交流事業
- (3) 社会参加の促進を目指した高齢者のスキルアップ事業
- (4) 高齢者と地域のつながりづくり事業

(交付金の額)

第3条 自治会等に交付する交付金の額は、当該年度の4月1日において、それぞれの自治会区域に住所を有する75歳(当該年度において75歳に達する者を含む。)以上の者の人数に300円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市高齢者いきいき交流事業支援交付金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により交付金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市高齢者いきいき交流事業支援交付金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度から令和10年度までの間において、この要綱の規定により算出した交付金の額

が、令和 7 年度以前に交付した宮津市敬老会事業補助金の額を下回る場合は、当該補助金の額を交付金の額とする。

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 か い

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 総務課長専決事項の表第 3 項中「及び自衛官候補生」を削る。

別表第 4 会計課長専決事項の表に次の 1 項を加える。

5 財務に係るもののうち歳出予算の流用に関すること。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程（昭和37年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

該当項目	職員の範囲	支給額等
(1) 交通機関等が私営企業であるため著しく高額な運賃等の負担を要するとき。	常時私営企業（公営企業のものとの併用を含む。）を利用し、通勤に要する1箇月当たりの運賃等相当額（規則第8条の3第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額をいう。以下同じ。）が73,335円を超える者	支給単位期間（規則第14条に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）につき、通勤に要する1箇月当たりの運賃等相当額の4分の3の額に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、返納を必要とする場合については、規則第13条第1項及び第2項第2号の規定を準用する。
(2) 通勤距離が著しく遠距離であり、積雪等のためその通勤が著しく困難であるとき。	通勤距離が片道40キロメートル以上である者	通常支給される通勤手当の額に1キロメートルごとに100円を加算した額
(3) 通勤距離が著しく遠距離であり、新幹線鉄道等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。以下同じ。）の利用により通勤事情の改善が認められるとき。	通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）	宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）第12条第2項第2号に規定する額（通勤距離が片道40キロメートル以上である者については、本表第2号に規定する額を加算した額）に、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び方法により算出した額）を加算した額

(4) 任命権者が市長と協議して定める方法により通勤するとき。	定期乗車券を購入し、京都丹後鉄道を利用して通勤する者	通常支給される通勤手当とは別に、1箇月につき次の区分による額を月額により支給する。 住居から乗降駅までの距離が1キロメートル未満のとき 1,000円 1キロメートルを超えると き 1,500円
---------------------------------	----------------------------	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市公告第 8 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該整備計画書を縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 12 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 宮津農業振興地域整備計画書の縦覧開始の日

令和 8 年 3 月 12 日

- 2 宮津農業振興地域整備計画書の縦覧場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

宮津市公告第 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により認可したので、同条第 7 項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 申請書番号

令和 8 年 3 月 13 日付け 7 京農会村第 861 号、第 862 号、第 863 号、第 864 号、
第 865 号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

宮津市公告第 10 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により認可したので、同条第 7 項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 申請書番号

令和 8 年 3 月 23 日付け 7 京農会世第 5121 号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

宮津市公告第11号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ
- 2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（初回接種（3回）終了後、五種混合は6月以上、三種混合は12月以上の間隔をおく。）

第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上の間隔）

第1期追加1回（初回終了後、五種混合は6月以上、三種混合は12月以上の間隔）

第2期追加1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所	実施する予防接種			
	第1期初回・追加			第1期初回・追加、第2期（二種混合：ジフテリア・破傷風）
	五種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ感染症	三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風	不活化ポリオ	
味見診療所	○			○
府中診療所	○	○	○	○
今出クリニック	○	○	○	○
かわさき内科循環器科クリニック				○

中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○
はまだクリニック	○	○	○	○
養老診療所	○	○		○
山根医院		○		○
いとうクリニック	○	○	○	○
伊藤内科医院	○	○		○
いわさく診療所				○
岩破医院	○	○	○	○
大森内科診療所	○	○		○
木村内科クリニック	○	○	○	○
須川医院	○	○	○	○
鳥居クリニック	○			○
日置医院	○	○	○	○
やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
国保伊根診療所	○	○		○

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第12号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 麻疹、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、令和7年3月31日までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分であった者（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期 1回

第2期 1回

第5期 1回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所	実施する予防接種	
	第1期・第2期	第5期
味見診療所	○	○
府中診療所	○	○
今出クリニック	○	○
岡所・泌尿器科医院		○
宮津武田病院		○

中川 医院		○
中川 内科・小児科クリニック	○	○
西原 医院		○
はまだクリニック	○	○
養老診療所	○	○
宮地 医院	○	○
山根 医院	○	○
いとうクリニック	○	○
伊藤 内科医院	○	○
いわさく診療所	○	○
岩破 医院	○	○
大森 内科診療所	○	
木村 内科クリニック	○	○
須川 医院	○	○
鳥居クリニック	○	○
日置 医院	○	○
やまぞえこどもクリニック	○	○
与謝野町立国保診療所		○
国保伊根診療所	○	○

7 予防接種を行う期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮津市公告第13号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、20歳未満の者）

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上の間隔）

第1期追加1回（初回接種終了後6月以上の間隔）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
かわさき内科循環器科クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
養老診療所
宮地医院
山根医院
いとうクリニック

伊藤内科医院
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第14号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 結核

2 予防接種の対象者の範囲 1歳に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

府中診療所
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
いとうクリニック
伊藤内科医院
岩破医院
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第15号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ヒブ感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔）

追加1回（初回接種終了後7月以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

府中診療所
今出クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
養老診療所
いとうクリニック
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第16号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回3回（27日以上の間隔）

追加1回（初回接種終了後60日以上の間隔、かつ、生後12月に至った日以降）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
養老診療所
いとうクリニック
伊藤内科医院
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院

鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第17号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ヒトパピローマウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

(1) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン

・ 1回目の接種を12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間に受ける場合

2回（5月以上の間隔）

・ 1回目の接種を15歳以上から高校1年生になる年度の末日までで受ける場合

3回（1月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の注射から3月以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
岡所・泌尿器科医院
かわさき内科循環器科クリニック
宮津武田病院
中川内科・小児科クリニック

はまだクリニック
養老診療所
宮津市由良診療所
宮地医院
山根医院
いとうクリニック
伊藤内科医院
いわさく診療所
岩破医院
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告18号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 水痘

2 予防接種の対象者の範囲

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 2回（3月以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
養老診療所
山根医院
いとうクリニック
伊藤内科医院
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック

日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第 19 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 B型肝炎

2 予防接種の対象者の範囲

1 歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗 HB s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回 2 回（27 日以上の間隔）

追加 1 回（第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
養老診療所
山根医院
いとうクリニック
伊藤内科医院
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック
日置医院

やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮津市公告第20号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合

出生6週0日後から24週0日後までの間にある者

(2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合

出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。

ア 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者

イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者

ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合

2回（27日以上の間隔）

(2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合

3回（27日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック

養老診療所
いとうクリニック
伊藤内科医院
岩破医院
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第 21 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が 65 歳の者
 - (2) 接種日において、60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者に該当する者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1 回
- 5 自己負担金 4,000 円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。
- 6 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
岡所・泌尿器科医院
かわさき内科循環器科クリニック
宮津武田病院
中川医院
中川内科・小児科クリニック
西原医院
はまだクリニック
養老診療所
宮津市由良診療所
宮地医院
山根医院

いとうクリニック
伊藤内科医院
いわさく診療所
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
与謝野町立国保診療所
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第 22 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 高齢者の带状疱疹

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 令和 8 年度末において、年齢が 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳及び 100 歳の者
- (2) 接種日において、60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 予防接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する者
- (5) 当該ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 接種回数 生ワクチン 1 回 組換えワクチン 2 回

6 自己負担金（接種 1 回あたり） 生ワクチン 3,000 円 組換えワクチン 7,000 円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。

7 予防接種を行う場所

味見診療所
府中診療所
今出クリニック
岡所・泌尿器科医院
かわさき内科循環器科クリニック

宮津武田病院
中川医院
中川内科・小児科クリニック
浪江医院
西原医院
はまだクリニック
養老診療所
宮津市由良診療所
宮地医院
山根医院
いとうクリニック
伊藤内科医院
いわさく診療所
岩破医院
大森内科診療所
木村内科クリニック
須川医院
鳥居クリニック
日置医院
やまぞえこどもクリニック
与謝野町立国保診療所
国保伊根診療所

8 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮津市公告第 23 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 RS ウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日の妊婦

- ・接種後 14 日以内に出生した乳児における有効性は確率していないことから、妊娠 39 週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その 14 日前までに接種を完了させることが望ましいため、その 14 日前以降に接種を行う場合は、有効性について十分説明を行い、同意が得られた場合に接種する。

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- (1) 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師が判断した者

4 接種回数 1 回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う場所

今出クリニック
中川内科・小児科クリニック
はまだクリニック
いとうクリニック
須川医院
日置医院
国保伊根診療所

7 予防接種を行う期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮津市上下水道告示第 5 号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成 10 年水管規程第 2 号)第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 10 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定 第 S 21144 号	株式会社 F U J I Y O	舞鶴市字田中町 34 番地 25	代表取締役 藤田 陽二	令和 13 年 3 月 25 日

宮津市上下水道公告第 1 号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第 29 号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市字漁師の一部

宮津市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 2 号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則（昭和58年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 共同学校事務室

（共同学校事務室）

第 1 7 条の 3 宮津市立小学校及び中学校の事務処理体制を整備することにより、学校に係る事務の効率化、標準化等を図り、もって学校教育の充実並びに学校の事務職員の資質及び能力の向上に資するための組織として、法第47条の 4 の規定に基づく宮津市立学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を置く。

2 共同学校事務室を置く学校は、教育長が別に定める。

3 共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）の範囲は全ての宮津市立小学校及び中学校とする。

4 共同学校事務室に、室長及び室員を置く。

5 共同学校事務室に、室長補佐を置くことができる。

6 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

7 室長補佐は、室長を補佐し、室務を整理する。

8 室長及び室長補佐は、対象学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。ただし、室長については、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、当該事務職員以外の者を任命することができる。

9 共同学校事務室においてつかさどる事務は、次のとおりとする。

(1) 対象学校の学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外に関すること。

(2) 対象学校の文書の収受その他の文書管理、公文書の審査、情報の公開及び個人情報の保護に関すること。

(3) 対象学校の教職員の福利厚生に関すること。

(4) 対象学校の財務及び会計に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められる事務に関すること。

1 0 共同学校事務室の室長及び室員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するように努めなければならない。

1 1 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 3 号

宮津市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市立学校使用条例施行規則（昭和57年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

条例第 5 条の規定により、条例別表に規定する使用場所の使用料を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が使用するとき 10分の10
 - (2) 本市に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校若しくは中学校の教育課程における活動、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第59条の 2 の規定に基づき届出を行った施設による保育活動若しくは同法第39条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の教育課程における活動若しくは保育活動又は与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の教育課程における活動に使用するとき 10分の10
 - (3) 主に市内在住の者で構成された団体が、指導者の下で市内在住の子ども（中学生以下の者をいう。）の健全育成を目的として練習、講習会その他の活動に使用するとき 10分の10
 - (4) 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教育課程における活動、児童福祉法第39条第 1 項に規定する保育所、同法第59条の 2 の規定に基づき届出を行った施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3 条に規定する認定こども園による保育活動又は児童福祉法第39条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の教育課程における活動若しくは保育活動に使用するとき（前号に規定する使用を除く。） 10分の 5
 - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年 9 月 27 日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者が使用するとき 10分の 5
 - (6) その他委員会が特別な理由があると認めるとき 相当と認める割合
- 別表中「屋外運動場の」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 夜間照明灯の使用料は、第 8 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当する場合は、10分の10を減免する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市立学校使用条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の付属設備の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った付属設備の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う付属設備の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第4号

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号」に改める。

第12条第1項中第4号を5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 5 号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立幼稚園管理に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「満」を削り、「3 歳」の次に「の誕生日の翌日」を加える。

第 3 条第 2 項中「35」を「30」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮津市教育委員会告示第5号

令和8年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和8年3月26日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

宮津市教育委員会告示第 6 号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第 1 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大会議室	2 分の 1 を使用する 場合	4, 020 円	1, 330 円	1, 600 円
	全面を使用する場合	8, 040 円	2, 660 円	3, 200 円
小 会 議 室		3, 210 円	1, 060 円	1, 330 円
談 話 室		1, 980 円	670 円	790 円
和 室		2, 390 円	820 円	930 円
体 験 学 習 室		3, 750 円	1, 240 円	1, 550 円

備考

- 1 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1 月の利用回数が概ね 2 回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の 10 分の 8 とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時から 午後 10 時まで

大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料	2,200円	730円	830円
		暖房料	2,200円	730円	830円
	全面を使用する場合	冷房料	4,400円	1,460円	1,660円
		暖房料	4,400円	1,460円	1,660円
小会議室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円
談話室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和室		冷房料	1,670円	520円	620円
		暖房料	1,670円	520円	620円
体験学習室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

令和8年4月1日

宮津市教育委員会告示第7号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和8年3月19日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

(別紙)

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	25,330円	9,150円	12,670円
	土曜日、日曜日及び休日	30,970円	11,260円	15,480円

備考

- 1 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合は利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 文化ホールは、楽屋を含む。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 4 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 5 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 6 創作活動等練習に係る利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	4,710円	1,830円	2,530円
	土曜日、日曜日及び休日	5,750円	2,250円	3,100円

備考

- 1 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合は、利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。
 - 2 文化ホールは、楽屋を含む。
 - 3 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
 - 4 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 7 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間
	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	8,040円	2,660円	3,200円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 本市に住所（法人その他団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合は、利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 5 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	冷 房 料	20,950円	8,380円	8,380円
	暖 房 料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満

の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間
	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用	4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞 台 設 備	金屏風	1 双	1,570円	
	グランドピアノ	1 台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1 台	520円	
	司会者演台	1 台	310円	
	花台	1 台	100円	
	指揮者台	1 台	310円	
	指揮者譜面台	1 台	310円	
	奏者譜面台	1 台	100円	
	映写スクリーン	一式	830円	
	地がすり	1 枚	520円	
	毛せん	1 枚	310円	
照 明	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1 列

設備	照明(A)セット		一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット		一式	5,230円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾントライト 1列 アッパーホリゾントライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列
	サスペンションライト		1 灯	100円	
	ホリゾントライト		1 列	1,040円	ロア又はアッパー
	シーリングライト		1 列	1,040円	
	フロントサイドライト		一式	1,040円	
	ピンスポットライト		1 台	730円	
音 響 設備	音響基本セット		一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	チャンネル		1 チャンネル	1,040円	回線料 (PC、ビデオ音声等出力含)
	マイクロホン	ダイナミック型	1 本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1 本	830円	
		ワイヤレス	1 本	830円	
	マイクスタンド		1 本	100円	
	レコーダー	カセットテープ	1 台	1,570円	
		ミニディスク	1 台	2,090円	
	コンパクトディスクプレーヤー		1 台	1,570円	
	モニタースピーカー		各 1 台	1,040円	固定式又は可動式
映 像 設備	スクリーン		一式	830円	可動式
	ビデオプロジェクター		1 台	3,350円	
	オーバーヘッドカメラ		1 台	1,570円	
	ビデオテープデッキ		1 台	1,040円	DVDプレーヤー一体型
持込器具			1 kw	310円	

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収

する。

- 4 創作活動等練習に使用する場合の附属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞台設備	グランドピアノ	1 台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1 台	20円	
照明設備	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1 列
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2 本 マイクスタンド 2 本 2 チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各 1 台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各 4 時間）をそれぞれ 1 回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト 1 列）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日

宮津市立学校共同学校事務室運営規程を次のように定める。

令和8年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市立学校共同学校事務室運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭63年教委規則第1号。以下「規則」という。）第17条の3第11項の規定に基づき、共同学校事務室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置校)

第2条 共同学校事務室を置く学校は、室長が所属する学校とする。

(経営計画及び評価)

第3条 室長は、共同学校事務室の運営に関する経営計画を策定し、教育長に報告しなければならない。

2 室長は、前項の経営計画の実施状況を評価し、教育長に報告しなければならない。

3 室長は、前2項の規定により教育長に報告するときは、事前に第8条に規定する共同学校事務室運営協議会の意見を聞かなければならない。

4 室長は、校長から選出する場合は宮津市小中学校校長会より選出し、事務職員から選出する場合は対象学校の事務職員の中から選出し、教育委員会が命ずる。

5 室長補佐を置き、室長不在時の共同学校事務室の運営を担う。室長補佐は、対象学校の事務職員から選出する。

(業務)

第4条 共同学校事務室で行う業務は次のとおりとする。

(1) 教職員の給与に関する業務

(2) 学校予算に関する業務

(3) 学校徴収金に関する業務

(4) 就学援助に関する業務

(5) 初任者等の支援に関する業務

(6) 教職員の服務管理に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、学校運営及び学校教育の支援に関する業務

2 共同学校事務室の分掌業務は、前各号の範囲の中から、第8条に定める共同学校事務室運営協議会で決定する。

3 分掌事務を適正かつ効果的に実施するため、特定の業務を専門的に実施する部会を置くことができ、長である部長は、室員の中から選出する。

(専決事項)

第5条 対象学校（規則第17条の3第3項に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の権限に属する事務のうち、室長は、第4条に掲げる業務の範囲内で、共同学校事務室運営協議会で

決定された事項について専決するものとする。

(代理決裁)

第6条 室長補佐は、対象学校の校長及び室長が不在であり、緊急に処理を要する場合は、第3条に掲げる業務の範囲内の事項に限り、校長及び室長に変わって決裁することが出来る。ただし、重要又は異例なものは、この限りでない。

(服務)

第7条 共同学校事務室の室長及び室員の各々が所属する学校以外の対象学校（以下「兼務校」という。）において業務に従事するときの服務の監督は、当該兼務校の校長が行う。

(共同学校事務室運営協議会)

第8条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室運営協議会（以下「運営協議会」という。）を組織する。

2 運営協議会は、共同学校事務室で行う事務の内容、共同学校事務室の運営その他共同実施に関し必要な事項について協議する。

3 運営協議会は、対象学校の校長、共同学校事務室の室長、室長補佐、当該共同学校事務室の室員、その他に事項に規定する会長が必要と認める者で構成する。

4 運営協議会に会長を置き、共同学校事務室室長が兼ねる。

5 運営協議会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

6 運営協議会の事務局は共同学校事務室代表者会が兼ねる。

(共同学校事務室代表者会)

第9条 共同学校事務室及び共同学校事務室運営協議会に関する連絡、調整及び協議のため、共同学校事務室代表者会（以下「代表者会」という。）を設ける。

2 代表者会は、共同学校事務室の室長、室長補佐、部会代表者、その他教育長が必要と認める者で構成する。

3 代表者会に会長を置き、共同学校事務室の室長が兼ねる。

4 代表者会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮津市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 8 年 4 月 5 日執行予定の京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和 8 年 3 月 17 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 19 日 午後 6 時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

宮津市選挙管理委員会告示第22号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

275人

宮津市選挙管理委員会告示第23号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の
議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は
教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の
1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

4, 575人

宮津市選挙管理委員会告示第24号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

2, 288人

宮津市選挙管理委員会告示第25号

令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和8年3月18日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

宮津市選挙管理委員会告示第26号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 3 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 4 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 5 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 6 〃	たんぽぽ保育園	〃 惣906番地
〃 7 〃	上宮津地区公民館	〃 小田235番地
〃 8 〃	栗田地区公民館	〃 上司1345番地
〃 9 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 10 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 11 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 12 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 13 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 14 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 15 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 16 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 17 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
〃 18 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 19 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 20 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 21 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 22 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 23 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

宮津市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

投票所	投票所を開いている時間
第17投票所	午前7時から午後6時まで
第18投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで

宮津市選挙管理委員会告示第28号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

1 開票場所

開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町3000番地

2 開票日時

令和8年4月5日 午後9時

宮津市選挙管理委員会告示第29号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

開票管理者

住 所 宮津市字今福

氏 名 稲垣成光

開票管理者職務代理者

住 所 宮津市字上司

氏 名 柳川聡

宮津市選挙管理委員会告示第30号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

- | | | | |
|---|-----|----------|------|
| 1 | 日 時 | 令和8年4月2日 | 午後6時 |
| 2 | 場 所 | 宮津市役所 | 応接室 |

宮津市選挙管理委員会告示第31号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	3月20日から 4月4日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	3月29日から 3月30日まで	午前9時30分から 午後5時まで

宮津市選挙管理委員会告示第32号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月20日	宮津市字上司	柳川 聡	与謝野町字下山田	馬越 俊明
3月21日	〃 今福	稲垣 成光	宮津市字杉末	池田 信行
3月22日	〃 上司	柳川 聡	与謝野町字下山田	馬越 俊明
3月23日	〃 今福	稲垣 成光	〃 弓木	白数 千春
3月24日	〃 日置	毛呂井依子	〃 下山田	馬越 俊明
3月25日	〃 江尻	橋本 輝美	〃 弓木	白数 千春
3月26日	〃	〃	〃 下山田	馬越 俊明
3月27日	〃 日置	毛呂井依子	〃 下山田	馬越 俊明
3月28日	〃 上司	柳川 聡	〃 弓木	白数 千春
3月29日	〃	〃	〃 下山田	馬越 俊明
3月30日	〃 今福	稲垣 成光	〃 弓木	白数 千春
3月31日	〃	〃	〃 幾地	上田 奈津妃
4月1日	〃 江尻	橋本 輝美	〃 弓木	白数 千春
4月2日	〃 今福	稲垣 成光	〃 弓木	白数 千春
4月3日	〃 上司	柳川 聡	〃 弓木	白数 千春
4月4日	〃 日置	毛呂井依子	宮津市字杉末	池田 信行

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月29日	宮津市字江尻	橋本 輝美	宮津市字鶴賀	中嶋 俊介
3月30日	〃 日置	毛呂井依子	〃	中嶋 俊介

宮津市選挙管理委員会告示第33号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区	宮津市字滝馬	宮 崎 茂 樹	宮津市字波路	佐 藤 宏
〃 2 〃	〃 宮村	田 中 修 二	京丹後市大宮町	小 池 康 文
〃 3 〃	〃 漁師	廣 瀬 政 夫	宮津市字杉末	森 山 領 介
〃 4 〃	〃 杉末	森 山 英 樹	〃 波路	藤 澤 保 子
〃 5 〃	〃 宮村	長 澤 伸 司	〃 安智	小 牧 宗 加
〃 6 〃	〃 安智	小 牧 美 忠	〃 漁師	廣 瀬 知 子
〃 7 〃	〃 須津	小 谷 陽 介	〃 小田	上 高 ゆ み
〃 8 〃	〃 上司	矢 野 由美子	〃 新宮	谷 口 博 美
〃 9 〃	〃 脇	田 野 博 司	〃 宮本	松 藤 夏 美
〃 10 〃	〃 惣	橋 本 一 郎	〃 魚屋	橋 本 和 実
〃 11 〃	〃 宮村	長 澤 嘉 之	〃 宮村	山 上 真由子
〃 12 〃	〃 惣	藤 原 健 二	〃 獅子崎	小 谷 全 弘
〃 13 〃	〃 波路町	横 谷 宏 明	〃 江尻	石 川 由 美
〃 14 〃	〃 岩ヶ鼻	谷 口 宏 幸	〃 溝尻	内 藤 進 介
〃 15 〃	宮津市字上司	永 濱 智恵美	〃 日置	石 塚 純
〃 16 〃	〃 万年	河 合 隆 太	京丹後市大宮町	中 川 拓 哉
〃 17 〃	〃 宮村	井 上 晴 登	宮津市字宮村	千 阪 孝 行
〃 18 〃	〃 波路	居 村 真	〃 惣	松 本 紘 之
〃 19 〃	〃 京街道	沼 野 由 紀	〃 岩ヶ鼻	黄 前 佳 之
〃 20 〃	〃 田原	中 村 善 之	〃 里波見	小 南 豪 士
〃 21 〃	与謝野町字算所	松 島 義 孝	〃 中村	和田野 順 子
〃 22 〃	宮津市字宮村	辻 村 範 一	〃 滝馬	牧 野 有 希
〃 23 〃	〃	河 森 一 浩	〃 由良	山 本 隆 教

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 3 月 6 日

宮津市農業委員会

会 長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 8 年 3 月 13 日(金) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 11 号 非農地証明交付申請の承認について